

北海道廃棄物処理計画（第6次）の策定に向けて

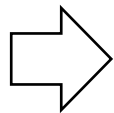
1 計画の概要

廃棄物処理法第5条の5条第1項の規定に基づき、国の基本方針に即して、道内における廃棄物の減量その他その適正な処理に関して定めた計画
 <H26（第4次計画策定時）> <R1（現計画策定時）>

【現状と課題】

- 北海道における廃棄物の排出量、最終処分量の状況
 [H24] 一廃排出量 2,013 千トン、産廃排出量 38,752 千トン、一廃最終処分量 402 千トン、産廃最終処分量 721 千トン
- 廃棄物処理法に定められた廃棄物の減量その他その適正な処理に関する基本事項に関する現状と課題
 - ・廃棄物の排出量：一廃は微減、産廃は微増
 - ・最終処分量：一廃、産廃ともに減少

【廃棄物の適正処理に関する指標】
 排出抑制、適正な循環的利用、適正処理の確保、バイオマスの利活用



○北海道における廃棄物の排出量、最終処分量等の状況
 [H29] 一廃排出量 1,873 千トン、産廃排出量 38,741 千トン、一廃最終処分量 316 千トン、産廃最終処分量 679 千トン

■改定のポイント

- 1 北海道らしい循環型社会の形成に向けた、関連する計画等との整合性ある施策の推進
- 2 廃棄物処理法に基づく、国の基本方針の反映
 - ・非常災害時における廃棄物の適正な処理に関する施策の推進
 - ・優良産廃処理業者認定制度 等
- 3 指標のデータ更新
 - ・現状年度（H24→H29）・目標（H31→R6）

2 これまでの経過

<計画で定める指標（主なもの）>

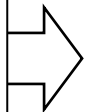
計画における指標	H29 年度	現状	R6 年度目標値
一廃排出量	1,873 千 t	1,780 千 t(R3)	1,700 千 t 以下
一廃 1 人 1 日 排出量	961g/人・日	941g/人・日(R3)	900g/人・日 以下
一廃リサイクル率	24.3%	23.5%(R3)	30%以上
産廃排出量	38,741 千 t	39,926 千 t(R2)	37,500 千 t 以下
産廃再生利用率	55.5%	61.5%(R2)	57%以上
産廃最終処分量	679 千 t	750 千 t(R2)	570t 千 以下
廃棄物系 ¹⁾ のバイオマス利活用率	89.8%	算定中	90%以上

<道が実施した施策>

- 1 排出抑制
事業者等への指導助言、情報の提供 等
- 2 適正な循環的利用
排出抑制、リサイクルの技術研究等への補助、3R キャンペーンの実施 等
- 3 適正処理の確保
排出者及び処理業者の監視指導 等
- 4 バイオマスの利活用の推進
普及啓発 等

3 第6次計画策定の要因

- ・廃棄物処理法に基づき、国が基本方針を変更（R5 年 6 月）
 （ex.廃棄物分野における脱炭素化の推進、デジタル技術の活用等による動静脈連携）
- ・北海道循環型社会形成推進基本計画の見直し（R6 年度予定）、国の廃棄物処理施設整備計画の策定（R5 年 6 月） 等



4 策定のポイント

- ・道内における廃棄物の減量、適正処理に関する施策の推進
- ・目標値（指標）の設定（R 11 年度）